

令和8年第1回

美里町農業委員会総会議事録

## 第1回美里町農業委員会総会

### 1 開催日時

令和8年1月26日（月）午後1時30分から午後2時27分

### 2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

### 3 出席委員（14名）

1番 小田嶋 勝美	2番 後藤 幸太郎	3番 我妻 卓美
4番 福田なほ子	5番 久道 雄悦	6番 古内 世紀
7番 尾形 司	8番 繁泉 順子	9番 佐々木幸一郎
10番 小野 保裕	11番 澁谷 正行	12番 鈴木 幸博
13番 遊佐 恭一	16番 伊藤 恵子	

### 欠席

14番 渡邊 雅光 15番 邊見 勝寿

### 4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 農用地の形状変更届出について

### 5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項による認可の申請について
- 第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について

### 6 農業委員会事務局職員（2名）

事務局長 高橋 博喜  
係長 澤村 拓也

## 7 会議の概要

### ○高橋事務局長

では、ただいまより令和8年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。  
開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

### ○伊藤会長

(挨拶内容省略)

### ○高橋事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。

### ○議長（伊藤会長）

これより、令和8年第1回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員については14番 渡邊雅光委員、15番 邊見勝寿委員の2人が欠席しますので14人の出席であります。総会を開く場合に委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

最初に議事録署名委員の選任をいたします。

議事録には、会長と、総会において定めたはり以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。

13番 遊佐恭一委員、1番 小田嶋勝美委員をお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告事項1番農家相談日について、1月7日、21日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

### ○小田嶋委員

1番小田嶋です。1月7日水曜日に会長室におきまして、邊見会長職務代理者、後藤委員と私、小田嶋の3名で対応しました。相談者はおりませんでした。

### ○福田委員

4番福田です。1月21日水曜日に会長室で邊見会長職務代理者、我妻委員、私、福田の3名で対応いたしましたが相談者はおりませんでした。

### ○議長（伊藤会長）

ご苦労様でした。

次に報告事項2番 農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、報告事項3番 利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より報告願います。

### ○澤村係長

(農地法第18条第6項の規定による通知について（賃貸借権の合意解約）、利用権設定の合意解約による通知についての説明)

### ○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば、再度説明いたします。

ございませんか。

(なしの声あり)

○議長（伊藤会長）

次に報告事項 4 番農用地の形状変更届出についてに入ります。

また、1 月 14 日に農地調査委員会において、現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

はじめに事務局からお願いいたします。

○澤村係長

（形状変更届出についての説明）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

次に、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長（繁泉委員）

8 番繁泉です。農地調査委員会は、尾形委員と委員長である私、繁泉、伊藤会長、辺見会長職務代理人、事務局から高橋局長、澤村係長の計 6 名で 1 月 14 日水曜日に現地調査を行いました。

農用地の形状変更届について、番号 1 の●●字●●●番●、●番●、●番●、●番●です。

現在、すでに畑の状態となっておりますが、改良区の区域から除外し、露地野菜を作付けする計画ですので、特に問題がないと確認しております。

番号 2 の●●字●●●番●、●番●についてです。現在、自己保全管理の状態となっておりますが、改良区の区域から除外し、露地野菜を作付けする計画ですので、特に問題はないと確認してきました。

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明した、説明いたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についての説明）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め、採決をいたします。

第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長 (伊藤会長)

全員賛成と認めます。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可に、については、原案通り許可といたします。

次に、第2号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項による認可の申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項による認可の申請についての説明)

○議長 (伊藤会長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより、第2号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項による認可の申請について審議をいたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 (伊藤会長)

それでは質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項による、認可の申請について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長 (伊藤会長)

全員賛成と認めます。

第3号議案農地転用事業計画承認申請についてを議題といたします。

また、1月14日の農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より、調査結果についての報告をいただきます。

はじめに事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(農地転用事業計画変更承認申請についての説明)

○議長 (伊藤会長)

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長 (繁泉委員)

8番繁泉です。第3号議案農地転用事業計画変更承認申請についての意見。番号1の●●字●●番、●番、●番、●番についてです。令和7年8月21日に営農型太陽光発電設備の設置として、一時転用の許可を受けた土地で、農地区分は第1種農地となります。

入札により決定した施工者が改めて現地の調査設計を実施したところ、施設の配置や必要面積が変更となったものです。

事業計画全体に大きな変更はなく、周辺地域に及ぼす影響はないこと、また変更事業目的の発生が見込まれることから許可相当と見てきました。

番号2の●●字●●●番についてです。令和7年8月21日に、営農型太陽光発電設備の機械

設備の設置として一時転用の許可を受けた土地で、農地区分は第1種農地となります。

入札により決定した施工者が改めて現地調査設計を実施したところ、施設の配置や必要面積が変更となったものです。事業計画全体に大きな変更はなく、周辺地域に及ぼす影響がないことと変更後の事業目的の達成が見込まれることから、相当と見てきました。

○議長（伊藤会長）

ご苦労様でした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了しましたので、第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請について審議いたします。

質疑ありませんか。

○古内委員

6番古内です。番号1と2についてですが、番号1は、他の方から土地を借りて行っているものですか。番号2も同様ですか。

○澤村係長

1番については、地権者がそれぞれお持ちで、耕作権は、●●●が実際は持っております。営農型太陽光の柱を立てる部分だけは、その上物を設置する●●●●が一時転用で借り受けて、地上権を設定しているというような状況です。

ですので、1番については実際は底地は田んぼで今後も作付けを行っていきますので、地権者の方は●●●●ではなく、それぞれ●●地区の地権者がいらっしゃいます。

番号2につきましては、●●の敷地として●●●●が借り受けている土地でございます。

従いまして、土地の所有者は●●●●ではありません。ハウスを作った際に、すべて●●●●●が使用する土地として借り受けている土地を営農型太陽光に関わるものとして、耕作以外の用途で一時転用を行いますので、●●●●が申請者となって一時転用許可の申請をしているものです。

今回は事業の計画変更のみとなりますので、申請者は●●●●単独ということになっております。

○議長（伊藤会長）

その他ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

それでは質疑なしと認め、採決をいたします。

賛成の方はまたの挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地転用事業計画変更承認申請については、原案通り許可相当等意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第1回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署名委員  
議席13番

署名委員  
議席1番